

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（案）に関するご意見について（パブリックコメント）
（平成 29 年 8 月 10 日から平成 29 年 9 月 8 日まで実施）

○意見数 5 件

○主な意見

- ・ 看護休暇など専門用語が多く、理解や周知の妨げになっていると思う。わかりやすい用語を心掛けてほしい。